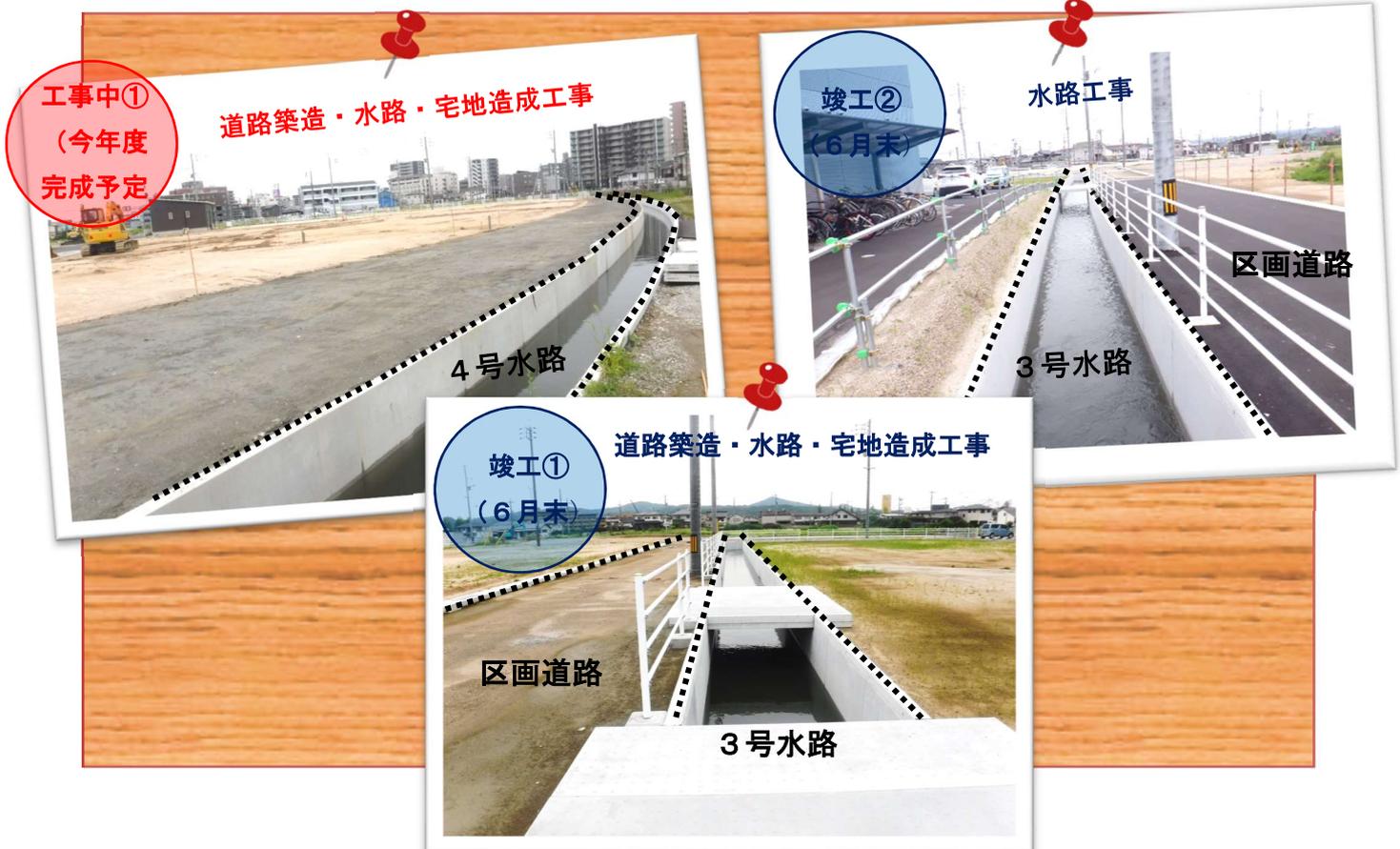


石見町・日吉町まちづくり通信



令和6年度工事の実施状況 (6月末時点)

工事期間中は工事車両の通行等で大変ご迷惑をお掛けしますが、安全等に万全を期してまいりますのでご協力をよろしくお願いいたします。(空撮写真 令和6年6月7日時点)





道路改良工事に伴う交通規制のお知らせ



石見町内の上記箇所において、道路改良工事に伴い令和6年7月中旬から10月下旬(予定)までの期間交通規制を行います。なお区画道路8-2号線(青矢印)について交通規制をかける際は、事前に予告看板等でお知らせします。ご迷惑をおかけしますが、ご協力のほどよろしくお願いします。



変わっていく
まちの
様子



平成30年7月



令和6年7月



平成30年7月



令和6年7月



おいらせ



○権利の変動について

倉敷駅周辺第二土地区画整理事業区域内の土地で、相続や売買等により、所有権や借地権に変動がある場合は開発事務所までお知らせください。

なお、令和6年4月1日より相続登記が義務化されました。相続人は不動産（土地・建物）を相続で取得したことを知った日から3年以内に相続登記をすることが法律上の義務になっています。詳しくは下記のQRコードより法務省の特設ページをご確認ください。

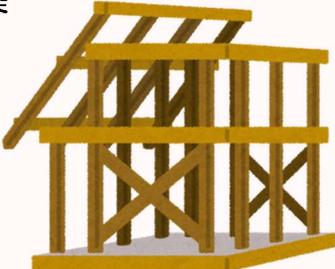
相続登記の申請義務化特設ページ https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00590.html



○建築行為等の許可について

倉敷駅周辺第二土地区画整理事業区域内は、事業を円滑に推進するため土地区画整理法第76条第1項に基づき建築行為等の制限がされており、土地の造成や建築行為等を行う場合は倉敷市長の許可が必要になります。建築行為等を計画されている方は、**事前**に当事務所までご連絡ください。

●建築行為等とは

<p>①土地の形質の変更 (土地の掘削、盛土、切土、その他土地の形状および地質の変更)</p> 	<p>②建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築</p> 	<p>③重量が5トンを超える移動の容易でない物件の設置若しくは堆積</p> 
---	--	---

申請に必要な書類（土地区画整理法第76条第1項の規定による許可申請書）については、当事務所のホームページからデータをダウンロードしていただけます。

○土地の分筆等について

倉敷駅周辺第二土地区画整理事業区域内の土地について、分筆等を予定されている方は、事前に当事務所までご連絡ください。

編集後記

梅雨が明ければいよいよ本格的な夏の到来です。梅雨明け後は猛暑となる予報も出されているようです。体調管理や災害への備えなど、日常生活に無理のない範囲で対策をしてみてもはいかがでしょうか。

倉敷駅周辺開発事務所

〒710-0055 倉敷市阿知1丁目7番2-801-2号 ぐらしきシティプラザ西ビル8階

☎086-434-8671

ホームページアドレス <https://www.city.kurashiki.okayama.jp/kuraeki/>

